

宗像市立自由ヶ丘中学校父母教師会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、宗像市立自由ヶ丘中学校父母教師会と称し、事務局を自由ヶ丘中学校内におく。

(目 的)

第2条 この会は、父母と教師が協力して、家庭、学校及び地域社会における、生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

(活動方針)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の方針によって活動する。

- (1) 会員相互の学習により、教養を高めるとともに、教育に対する理解を深め、その振興につとめる。
- (2) 生徒の校外における生徒指導をすすめ、地域における教育・生活環境の改善、充実を図る。
- (3) 学校の管理運営については、その主体性を尊重し協力する。
- (4) 関係諸団体及び機関との連携を図る。
- (5) 特定の政党及び宗教にかたよらず、また営利を目的とする行為は行わない。
- (6) その他、この会の目的達成に必要な活動を行う。

第2章 組 織

(会 員)

第4条 この会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 本校に在籍する生徒の父母、またはこれに代わる保護者。
- (2) 本校に勤務する教職員。

(会員の権利義務)

第5条 会員はすべて同等の権利と義務を有する。

(役員)

第6条 この会に次の役員をおく。

会 長	1名	
副 会 長	3名	(男1、女1、母親代表1名)
書 記	3名	(内教職員1名)
会 計	2名	
顧 問	1名	(学校長)

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し会務を統括する。また、総会及び運営委員会を召集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故のあるときはその職務を代行する。
母親代表は、母親部会等に参加し各校PTAとの交流に努める。
- (3) 書記は、総会及び運営委員会の議事の記録及びその保管を行い、また各種の会合について通知する。
- (4) 会計は、いっさいの会計事務を行い、総会において経理を報告する。
- (5) 顧問は、学校の代表者として、この会の活動に対し助言を行う。

(役員を選出)

第8条 役員は次に掲げる方法で選出する。

- (1) 役員は会員の中より選出する。
- (2) 会長、副会長、書記、会計及び会計監査委員は、選考委員会が選考し、総会の承認を得る。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 役員の仕事は1年とする。但し、再任を妨げない。
- (2) 役員に欠員が生じた場合は、選考委員会が後任を選考し、運営委員会の承認を得る。その仕事は、前任者の残任期間とする。

第3章 機 関

(機 関)

第10条 この会に次の機関をおく。

総 会
運 営 委 員 会
学 年・学 級 懇 談 会
地 区 懇 談 会

(総 会)

第11条 総会は次のとおりとする。

- (1) 総会はこの会の最高議決機関であって、全会員をもって構成する。
- (2) 定期総会は、年度始めに会長が召集する。
- (3) 臨時総会は、次の場合に会長が召集する。
 - ① 会長が必要と認めた場合。
 - ② 運営委員会が召集を要求した場合。
 - ③ 会員の10分の1以上の要望があった場合。

(総会の成立と議決)

第12条 総会の成立と議決は次のとおりとする。

- (1) 総会は委任状を含め、全会員の3分の1以上の出席をもって成立する。
- (2) 総会の議事は、委任状を含む出席者の過半数の同意により成立する。
但し、規約の改正には、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(総会の機能)

第13条 総会は次の事項を審議する。

- (1) 規約の制定及び改正
- (2) 年間事業計画及び活動の報告
- (3) 予算の決定及び決算の承認
- (4) 役員及び会計監査委員の承認
- (5) その他、会の運営に必要な事項

(運営委員会)

第14条 運営委員会は次の通りとする。

- (1) 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であって、本部役員、各専門委員会の代表者各2名及び臨時委員会の代表者各2名、校長並びに教職員若干名をもって構成する。
- (2) 運営委員会は次の事項を審議する。
 - ① 総会に付議する事項の決定
 - ② 総会における議決事項の実施に関すること
 - ③ 各専門委員会の事業計画の承認
 - ④ 臨時委員会の設置の承認
 - ⑤ その他、会の運営に必要な事項

(学年・学級及び地区懇談会)

第15条 学年・学級懇談会及び地区懇談会は次のとおりとする。

- (1) 学年・学級及び地区懇談会は、会員相互の連絡及び交流をはかる場とし、この会の目的達成に協力する。
- (2) 学年・学級懇談会は、第16条に規定する成人教育委員会の学級選出委員が、必要に応じてこれを召集し主宰する。
- (3) 地区懇談会は、第16条に規定する地区委員会の地区選出委員が、必要に応じてこれを召集し主宰する。

(委員会)

第16条 この会に次の専門委員会をおく。委員選出については、細則に定める。

成人教育委員会
生活環境委員会
広報委員会
地区委員会
選考委員会

(委員会の任務)

第17条 各委員会は次の事項を行う。

- (1) 成人教育委員会
 - ① 会員の教育向上に関すること。
 - ② 学年・学級懇談会の企画及び運営に関すること。

(2) 生活環境委員会

- ① 校内の生活指導に対する協力に関すること。
- ② 校内の環境整備に関すること。

(3) 広報委員会

- ① この会の広報紙の編集及び発行に関すること。
- ② 会員相互の情報伝達及び意見交換に関すること。

(4) 地区委員会

- ① 校外における生活指導及び環境の改善に関すること。
- ② 地区懇談会の企画及び運営に関すること。

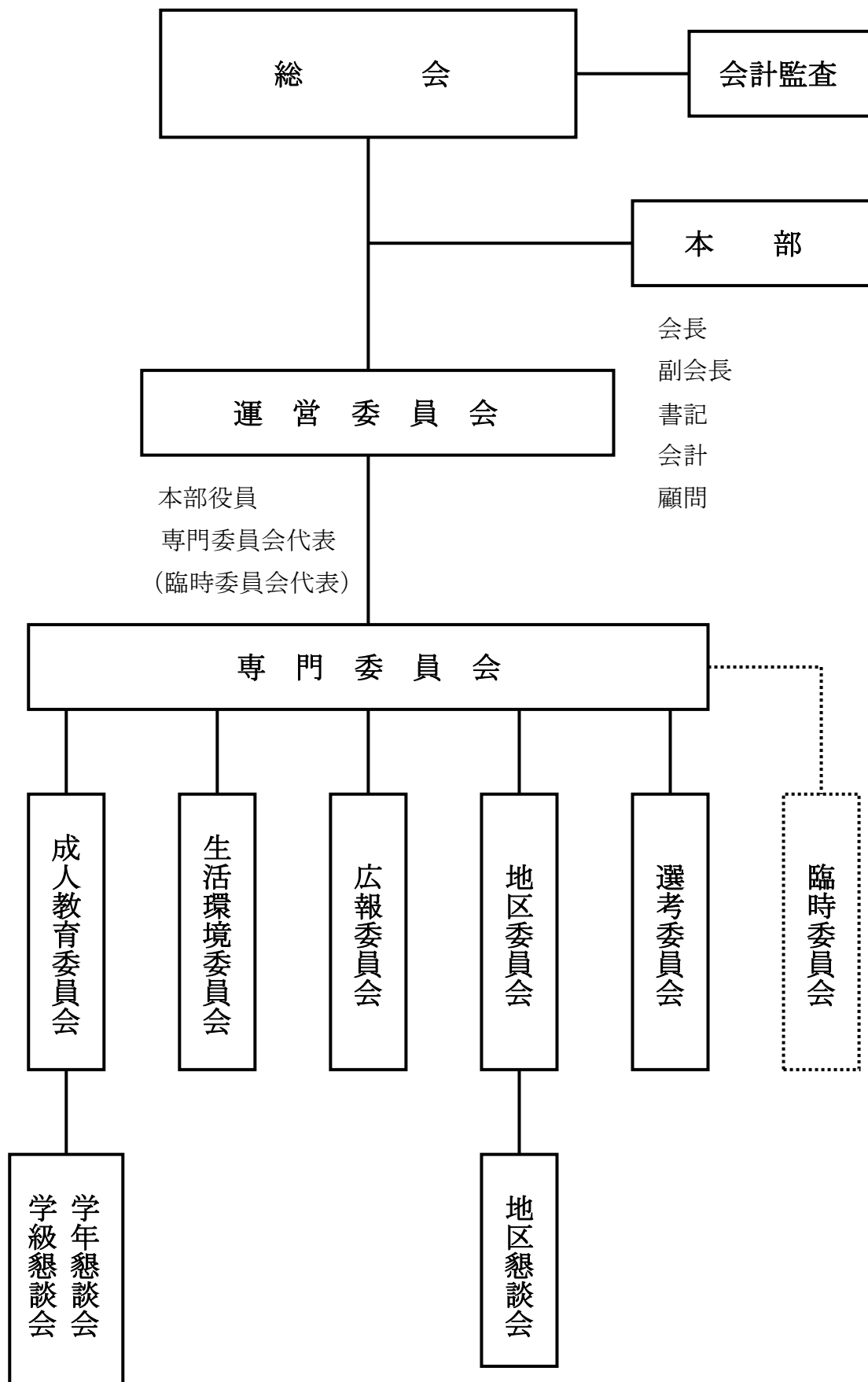
(5) 選考委員会

- ① この会の会長、副会長、書記、会計及び会計監査委員の選出に関すること。

(臨時委員会)

第18条 運営委員会が必要と認めた場合は、臨時委員会をおくことができる。臨時委員会は、その任務を終了したとき、解散する。

自由ヶ丘中学校父母教師会組織図



第4章 会 計

(会 費)

第19条 この会の会費は、世帯単位とし、その額は総会において決定し、会員はこれを納めなければならない。

(会 計)

第20条 この会の会計は次のとおりとする。

- (1) 一般会計と特別会計を設ける。
 - ① 一般会計は通常業務を執行するための経理とする。
 - ② 特別会計は会が実施する特別事業及び報奨等の経理とする。
- (2) 経費は会費及びその他の収入をもってあてる。
- (3) 経理は総会において承認された予算に基づいて行われる。
- (4) 決算は会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

(会計年度)

第21条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(会計監査)

第22条 この会の会計を監査するため、2名の監査委員をおく。

- (1) 監査委員は、会員の中より選考委員会が選考し、総会の承認を得る。
- (2) 監査委員は、年度末に会計決算について監査し、その結果を総会に報告する。
- (3) 監査委員の任期は1年とする。
- (4) 監査委員に欠員が生じた場合は、選考委員会が後任を選考し、運営委員会の承認を得る。その任期は前任者の残任期間とする。

(附 則)

この規約は、昭和57年7月17日より実施する。

一部改正 平成 4年4月25日

一部改正 平成 9年4月25日

一部改正 平成10年4月24日

一部改正 平成16年4月24日

一部改正 平成17年4月23日

一部改正 平成19年4月21日

一部改正 平成26年4月26日

一部改正 令和 2年6月 1日